

平成 17 年 1 月 14 日 神奈川県告示第 12 号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第 35 号。以下「条例」という。）第 40 条の規定により、化学物質の適正な管理に関する指針を次のとおり定め、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

改正 令和 2 年 7 月 3 日 神奈川県告示第 282 号

化学物質の適正な管理に関する指針（平成 17 年神奈川県告示第 12 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

化学物質の適正な管理に関する指針

事業者は、条例第 39 条に規定する化学物質の適正な管理を行うに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げる事項を実施するものとする。

1 事業所における適正管理事項

(1) 管理体制の整備

ア 管理組織の整備

- (ア) 化学物質の適正管理について事業所全体で取り組むために、化学物質の適正管理について検討し、実施することを目的とする経営部門、事業部門、環境安全部門等を包括した組織を整備すること。
(イ) 管理組織の整備に当たっては、責任者、役割分担、連絡体制等を明確にし、事業所の長から各部門の担当者に至るまで十分な意志疎通を図ることが可能な組織とすること。
(ウ) 化学物質を取り扱う部門の責任者の選任に当たっては、取り扱う化学物質の性状及び取扱い施設・設備の管理等に関して、必要な知識や経験等を有する者とすること。

イ 管理規程類の整備

- (ア) 事業所内の組織及びその職務の内容並びに化学物質の取扱い及び管理方法等を定めた規定類を整備すること。
(イ) 管理規程類の整備に当たっては、次の点に留意すること。
a 化学物質の管理体制、取扱い規準等について、理解しやすく、かつ、実行できるような管理規程類とすること。
b 管理規程類の機能を十分果たすよう常に内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。
(ウ) 従業員数 30 人未満の事業所（研究所を除く。）で直ちに管理規程類の整備が困難であるものは、化学物質の取扱い状況に応じ、安全管理上重要な管理規程類から順次整備していくよう努めること。

ウ 環境の保全に関する研修の実施

従業員等に対し計画的かつ定期的に環境の保全のための対策の必要性及び内容等について研修を行い、化学物質の適正な管理の仕組みを従業員等に十分理解させ、化学物質の適正な管理を実施させること。

エ 事業所内の表示事項

事業所内の適切な箇所に管理体制図、化学物質の安全情報、災害及び事故対応措置、緊急時の

連絡先、機器及び配管等の操作及び点検のポイント等必要な事項を表示し、従業員等への周知徹底を図ること。

(2) 県民の理解の増進に関する事項

ア 情報の提供

(ア) 化学物質の管理状況に対する県民の理解を深めるため、情報の提供や問い合わせの受付窓口の設置等必要な体制を整備すること。

(イ) 地域住民に対して、定期的に事業所の化学物質に関する取組状況の情報提供を行う等、平常時からのコミュニケーションの確保に努めること。

イ 人材の育成

地域住民等をはじめとする県民の理解を増進するため、必要な教育及び研修を行い、人材の育成を行うこと。

(3) 情報の収集及び整理

ア 化学物質の危険性及び有害性等の把握と評価

(ア) 取扱い化学物質製品の成分、物理化学的性状、危険性、有害性、生態系への影響、関連する法規、汚染及び事故の事例等の情報を収集すること。

(イ) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）で規定される第一種及び第二種指定化学物質については、化学物質の安全性影響度の評価に関する指針（平成 17 年神奈川県告示第 13 号）に基づき安全性影響度を評価し、その結果をもとに環境リスクの低減のための管理目標を定めるよう努めること。

(ウ) 危険性及び有害性等のある化学物質を含む製品については、流通、使用、消費された後、廃棄物となって処理及び処分される場合の環境安全対策についても配慮するよう努めること。

(エ) 情報の収集に当たっては、的確な情報を得ることができる情報源、国等のデータベース、文献等を調査し、取扱い化学物質製品に関する情報は、自ら評価し、体系的に整理すること。

(オ) 取扱い化学物質製品に関する情報は、定期的に更新すること。

イ 新規導入化学物質等の危険性及び有害性等の評価

(ア) 新規に導入しようとする化学物質、使用量を大幅に増加しようとする化学物質、使用条件の変更を行おうとする化学物質等については、あらかじめ危険性及び有害性等を評価するための基準を定め、事業所内に危険性、有害性等を評価する組織を設け、検討を行うこと。

(イ) 前項のほか、製造工程や取扱いの際の反応等（燃焼を含む。）に伴って生成される副次的生成物（非意図的生成物を含む。）についても、同様に評価すること。

(ウ) 代替物質を導入する場合は、使用する化学物質の危険性及び有害性等を評価し、より危険性及び有害性等の低い物質を導入すること。なお、新たな環境汚染を起こさないため、科学的知見が得られていない又は不十分であるために規制の対象となっていない物質の導入は避けること。

ウ 受入れ、保管、使用及び製造の量及び方法の把握

(ア) 化学物質の受入れ、保管、使用、製造の量及び方法を把握し、記録すること。

(イ) 混合物については、その主要成分ごとに量を把握すること。

(4) 使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器の使用

ア 技術情報の収集

生産工程中の化学物質の使用量及び排出量がより少ない技術又は機器の情報並びに危険性及び有害性の低い代替物質の情報を収集すること。

イ 工程管理対策

(ア) 主要な作業工程について、工程ごとの使用量及び排出量の把握を行うこと。

(イ) 危険性及び有害性が高い化学物質、生態系への影響がある化学物質又は排出量の多い化学物質から順次使用量及び排出量の削減を図ること。

(ウ) 作業工程の合理化、密閉性の高い機器の使用及び適正な維持管理等を行うこと。

(エ) 従業員数 30 人未満の事業所（研究所を除く。）で直ちに工程管理対策を講ずることが技術的に困難である場合は、危険性及び有害性の高い化学物質等から順次使用量及び排出量の削減を図るよう努めること。

(5) 回収、除去及び処理のためのより効率的な技術の導入及び設備の使用

ア 技術情報の収集

排煙、排水及び廃棄物中の化学物質の回収、除去、処理のための技術及び設備の情報を収集すること。

イ 化学物質の排出処理対策

排煙、排水及び廃棄物中の化学物質の回収、除去、処理のための技術及び設備を導入するとともに、その適正な維持管理を行うこと。

(6) 自己監視及び自主測定

ア 環境中への排出の量及び方法の把握

(ア) 排煙及び排水中の濃度測定又は化学物質の使用量等からの推計等により、化学物質の大気、水及び土壤への排出（漏えいを含む。）の量の把握を行うこと。

(イ) 自ら実施した測定の内容及び結果等の記録は、必要な期間を定めて保管すること。

イ 環境汚染の実態把握

(ア) 化学物質の土壤への漏えいや施設外への流出等を監視するための設備の設置に努めること。

(イ) 化学物質による土壤汚染の早期発見及び地下水汚染の未然防止や拡大防止のため、取扱いのある有害な化学物質の使用履歴をもとに、事業所内の土壤や地下水調査等の実施、汚染の有無の実態把握に努めること。

(ウ) 事業所内において土壤への漏えいや施設外への流出事故が発生した場合には、漏えい等の期間、物質収支及び土壤汚染の状況等から排出量の把握を行うこと。

2 災害及び事故対策の実施

(1) 未然防止対策

ア 災害の想定及び環境リスクの把握等

(ア) 国及び地方公共団体の公表する資料等により想定される地震の震度、津波又は洪水による浸水の深さ等の大規模な災害の情報を収集し、整理するとともに、これらの情報について定期的に更新するよう努めること。

- (イ) 次に掲げる化学物質の漏えい、流出等に関する危険度が高い設備を特定すること。
- a 配管、フランジ等損傷を受けやすい設備
 - b 化学物質の漏えいが生じやすいメッキ槽、洗浄槽等の開放式の設備
 - c 化学物質を貯蔵するタンク、保管棚等の保管設備
- (ウ) 事業所の周辺地域に飲料水等の水源、住宅地、学校、病院その他の環境上特に配慮すべき地域又は施設（以下「配慮施設等」という。）が存在するか確認し、それらの位置及び状況に関する情報を整理すること。
- (エ) (ア)から(ウ)までにより収集し、整理した内容に基づき、施設が十分な耐震性を有しているかどうか、漏えいした化学物質が上水道の取水口に到達するおそれがあるかどうか等について確認し、災害及び事故の発生により化学物質の漏えい、流出等が生じた場合における環境リスク（化学物質が環境を経由して人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれをいう。）の内容及び程度を把握すること。
- イ 施設及び設備等の整備
- (ア) 環境汚染を未然に防止するため、アにより整理した情報等をもとに、施設及び設備について、次の措置を講ずること。
- a 災害及び事故の発生並びにこれらによる被害の拡大防止に備えた施設及び設備の立地及び配置に努めるとともに、地震による設備の損傷、津波又は洪水による浸水、地盤の液状化、電力等の喪失等の観点から、化学物質の漏えい、流出等の予防のための措置を講ずること。
 - b 液状の化学物質を取り扱う場合には、化学物質の流出を防止するため、貯蔵施設の周囲への防液堤、側溝又はためますの設置、一時的な貯留施設の設置等、必要な流失防止措置を講ずること。
 - c 異常の発見が容易にできる構造とすること。
- (イ) 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染の拡大防止のため、通報及び連絡用の設備、緊急用資機材、防災資機材等の整備に努めること。
- (ウ) 事業所の周辺地域に配慮施設等が存在する場合は、地形等を考慮して災害時及び事故時の対策の強化に努めること。
- ウ 事故に備えた体制の整備等
- (ア) 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を未然に防止するための作業規準の作成並びに施設の保守及び点検、日々の巡視等を実施すること。
- (イ) 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を最小限に抑えるための災害及び事故への対応措置をあらかじめ検討し、次に掲げる事項について記載した事故及び災害への対応に係るマニュアルを整備し、かつ、当該対応のための適切な対策を講ずること。
- a 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
 - b 関係機関及び地域住民への通報体制
 - c 応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法
- (ウ) 定期的に災害及び事故に対応するための訓練を行うこと。

(2) 災害及び事故の対応

ア 関係機関等への通報

(ア) 化学物質の漏えい、流出等が確認された場合には、直ちに適正な措置を講ずるとともに速やかに関係機関等へ通報すること。

(イ) 事業所の周辺の地域住民や近接する配慮施設等への連絡体制を整備するとともに、災害及び事故により化学物質が流出や放出又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な情報を周辺の地域住民や配慮施設等に通報すること。

イ 県民への情報の提供

化学物質の漏えい事故や土壤汚染等が判明した場合は、地域住民に対して情報提供を行うとともに、事実関係の公表に努めること。

3 化学物質を含む廃棄物の量の把握と適正処理

(1) 廃棄の量及び方法の把握

排煙及び排水中の濃度測定又は化学物質の使用量等からの推計等により、廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量の把握を行うこと。

(2) 化学物質を含む廃棄物の管理事項

ア 廃棄物の発生抑制

化学物質を含む廃棄物の削減計画等を作成し、廃棄物の発生の抑制に努めること。

イ 廃棄物の保管

(ア) 化学物質の性状に応じ、気象や天候等の影響を受けにくい設備や容器とすること。

(イ) 保管場所からの排水等が周辺に飛散及び浸透しないような設備とすること。

(ウ) 処理方法や取扱い方法の異なる物質が混在及び混合することがない施設等とすること。

(エ) 長期にわたる保管は避け、速やかに処理及び処分すること。

ウ 廃棄物の適正処理

(ア) 化学物質を含む廃棄物を廃棄する場合にあっては、責任を持って適正な処理を行うこと。

(イ) 化学物質を含む廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用、処理現場の確認、受託業者を監督する都道府県又は市への受託業者の廃棄物処理に係る許可の確認等を実施すること。

(ウ) 数種類の化学物質を含む廃棄物を廃棄する場合は、処理に伴う化学反応等についての情報を収集し、保管、運搬、処理及び処分に当たる者に情報を提供すること。